

「由利本荘市資格取得支援助成金」 をご活用ください！

由利本荘市では、仕事をする上で新たに必要となるスキルや知識を習得するために資格・免許を取得した方に対し、資格取得に要した経費の3分の1を助成します！

【対象者・要件】

1. 市内に住所を有し、受講開始時において求職中の方
または市内の事業所に現に勤務している雇用保険の被保険者
2. 市税等の滞納がない方
3. 令和6年度中(R6.4.1~R7.3.31)に資格・免許を取得し、経費を支払い済みの方
※資格等の取得後、1カ月以内の申請が必要です。

【対象となる資格・免許】

教育訓練給付制度のうち、特定一般教育訓練で取得可能なもの

例) 介護職員初任者研修、介護支援専門員実務研修、登録販売者などの資格
大型・中型・大特・準中型・普通第二種・けん引などの自動車免許
玉掛け・フォークリフト、車両系建設機械、クレーンなどの資格・免許

※対象となる資格・免許は「特定一般教育訓練給付指定講座 分野・資格コード表(令和6年4月版)」に掲載されているものとなります。インターネットでも同名で検索できます。

【助成金額】

対象経費の3分の1以内 上限4万円(千円未満切り捨て)

ただし大型・中型一種、大型・中型・普通二種免許を取得した場合は上限8万円

【申請時に必要なもの】

- 研修等の概要がわかる書類(パンフレット、スケジュール表、教習手帳など)
- 資格取得に要した経費の領収書
- 資格を取得したことが証明できる書類(修了証明書、免許証など)
- 身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- 求職者であることがわかる書類(雇用保険受給資格者証など)…求職者のみ
- 市内の事業所に在職していることがわかる書類(在職証明書、健康保険証など)…在職者のみ
- 印鑑

※振込先口座を指定していただきますので、口座番号などがわかるようにしてきてください。

申請・問い合わせ
由利本荘市 商工振興課(本庁3階)
TEL 0184-24-6372